

あなたの土地を
有効活用
しませんか？

公共事業の円滑推進にご協力ください。

代替地の登録をお願いします

だいがえち
代替地とは...

公共事業（道路整備・公共施設建設・リニア事業等）用地として土地を提供する地権者へ譲渡する土地のことです。

たとえば
宅地



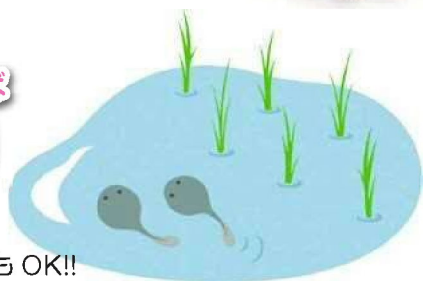
建物があっても OK!!

たとえば
畑



荒廃畑でも OK!!

たとえば



荒廃田でも OK!!

など、**あなたの所有する土地を中津川市に登録し**、道路事業やリニア事業等の公共用地提供者が替地を希望された時に、中津川市が円滑な斡旋を行います。

登録者の
メリット

**土地を譲渡できた場合、
税金の特例が受けられます!!**



そのためにはまず、中津川市に **登録** が必要

◆登録から斡旋までの流れ◆



代替地登録して
土地を有効活用
してもらおうか？

代替地所有者

申請



代替地登録を
お願いします。

中津川市

代替地希望者が
みえた場合、円滑な
斡旋を行います。

斡旋



Aさんの所有地を
替地として希望
します。

代替地希望者

公共事業用地提供者

1 登録方法

「代替地登録申請書」を土地の所有者（名義人）から提出登録いただく内容

- 土地の所在及び地番、地目、面積
- 売渡希望価格、建物などの物件の有無
- 分割売渡の可、不可、その他条件



2 登録できる土地

- 1区画の面積が100㎡以上で公道に接している土地
- 境界や所有権など争いのない土地
- 所有権以外の権利（抵当権や借地権など）が設定されていない土地
- 土地と建物等の所有者等が同じ土地
- 暴力団関係者でない方の所有地

3 税金の特例

公共事業における用地提供者への代替地には、一定の条件により

譲渡所得金額から上限で1,500万円までが控除される特例措置があります。

4 注意事項

- 登録された土地の全てが代替地として売買されるわけではありません。
- 土地の維持管理は、所有者が行なってください。
- 売渡希望価格で売買されるわけではありません。
- 売買に関する価格は地価公示価格等に基づく適正価格となります。
- 登録後の取消又は変更、個人での売買は可能です。
（「代替地登録取消（変更）届出書」を提出していただきます。）
- 登録後に所有者（所有権）が変更した場合は、その段階で登録は取消されます。

5 登録受付・問い合わせ

登録の受付・問い合わせは、**中津川市建設部用地課**

TEL 0573-66-1111（内線 258・263）

申請書は中津川市ホームページからでも印刷できます。

<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp>